

平成26年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成26年12月2日（火曜日）

◎出席議員（13名）

| | |
|------------|-----------|
| 1番 高橋秀樹君 | 2番 星孝道君 |
| 3番 榊原深雪君 | 4番 木村明雄君 |
| 5番 高道洋子君 | 6番 前田秀夫君 |
| 7番 田利正文君 | 8番 熊澤芳潔君 |
| 9番 井脇昌美君 | 10番 後藤次雄君 |
| 11番 川上初太郎君 | 12番 島田政典君 |
| 13番 吉田敏男君 | |

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

| | |
|-----------------|--------|
| 足寄町長 | 安久津勝彦君 |
| 足寄町教育委員会委員長 | 星崎隆雄君 |
| 足寄町農業委員会会長職務代理者 | 齋藤陽敬君 |
| 足寄町代表監査委員 | 川村浩昭君 |

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-------------|-------|
| 副町長 | 田中幸壽君 |
| 総務課長 | 渡辺俊一君 |
| 福祉課長 | 櫻井光雄君 |
| 住民課長 | 大貫裕弘君 |
| 経済課長 | 寺地優君 |
| 建設課長 | 阿部智一君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 對馬邦彦君 |
| 会計管理者 | 櫻井厚子君 |

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|------|-------|
| 教育長 | 藤代和昭君 |
| 教育次長 | 根本昌弘君 |

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 多治見亮一君 |
|-----------|--------|

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 大野雅司君 |
| 事務局次長 | 阿部泰子君 |
| 総務担当主査 | 児玉壮生君 |

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長）< P 5 >
- 日程第 4 報告第 18号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 5 議案第 71号 平成25年度足寄町上水道事業会計決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 6 議案第 72号 平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 7 議案第 73号 平成25年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 8 議案第 74号 平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 9 議案第 75号 平成25年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 10 議案第 76号 平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 11 議案第 77号 平成25年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 12 議案第 78号 平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区整理事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 13 議案第 79号 平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 14 議案第 80号 平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（平成25年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 15 行政報告（町長・教育委員長）< P 7 ~ P 13 >
- 日程第 16 報告第 19号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 13 >
- 日程第 17 報告第 20号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 13 >
- 日程第 18 議案第 91号 財産の処分について< P 13 ~ P 14 >
- 日程第 19 議案第 92号 町道路線の変更について< P 14 ~ P 15 >
- 日程第 20 議案第 93号 とちか広域消防事務組合の設立について< P 15 ~ P 17 >

- 日程第 2 1 議案第 9 4 号 池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更について< P 1 7 ~ P 1 8 >
- 日程第 2 2 議案第 9 5 号 十勝圏複合事務組合規約の変更について< P 1 8 ~ P 1 9 >
- 日程第 2 3 議案第 9 6 号 足寄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について< P 1 9 ~ P 2 2 >
- 日程第 2 4 議案第 9 7 号 足寄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について< P 2 2 ~ P 2 3 >
- 日程第 2 5 議案第 9 8 号 足寄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について< P 2 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 2 6 議案第 9 9 号 足寄町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について< P 2 6 ~ P 2 7 >
- 日程第 2 7 議案第 1 0 0 号 重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例< P 2 7 >
- 日程第 2 8 議案第 1 0 1 号 足寄町障害児相談支援事業所設置及び管理条例の制定について< P 2 7 ~ P 2 8 >
- 日程第 2 9 議案第 1 0 2 号 足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の制定について< P 2 8 ~ P 3 0 >
- 日程第 3 0 議案第 1 0 3 号 足寄町生活支援長屋設置及び管理に関する条例の制定について< P 3 0 ~ P 3 1 >
- 日程第 3 1 議案第 1 0 4 号 足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例< P 3 1 >
- 日程第 3 2 議案第 1 0 5 号 足寄町有林野共同放牧地管理並びに使用条例の一部を改正する条例< P 3 1 ~ P 3 2 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成26年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、総合条例第184条の規定によって、11番川上初太郎君、12番島田政典君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君、5番。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） 12月1日に開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月2日から12月19日までの18日間とし、そのうち3日から16日までの14日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日12月2日は、最初に議長の諸般の報告を受け、次に総務産業常任委員会から所管事務調査の報告を受けます。

次に、平成25年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の審査となっておりました議案第71号から議案第80号までの決算認定について審査報告を受け、審議を行います。

続いて、町長、教育委員長から行政報告を

受けます。

次に、報告第19号と報告第20号の報告を受けます。

次に、議案第91号から議案第105号までを即決で審議いたします。

17日は、一般質問などを行います。

18日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第106号から議案第113号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、本日配付されました意見書案第12号から意見書案第15号までの意見書案は、後日、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月19日までの18日間に決定をいたしました。

なお、18日間のうち、3日から16日までの14日間は、休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、14日間は、休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の

提出期限は、12月4日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 報告第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第18号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

◎ 議案第71号～議案第80号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第71号平成25年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から、日程第14 議案第80号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

これにて委員長の報告を終わります。

これより議案第71号平成25年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第71号平成25年度足寄

町上水道事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第71号平成25年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第72号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第72号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第72号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第73号平成25年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第73号平成25年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を

採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第73号平成25年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第74号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第74号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第74号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第75号平成25年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第75号平成25年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第75号平成25年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第76号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第76号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第76号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第77号平成25年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第77号平成25年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第77号平成25年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第78号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第78号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第78号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第79号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第79号平成25年度足寄

町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第79号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第80号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第80号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第80号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第15 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、3件にわたって行政

報告を申し上げます。

まず、足寄町第5次総合計画の平成25年度実績、平成26年度実績見込み、さらに平成27年度から29年度の実施計画計上予定事業等について御報告をいたします。

総合計画は、平成23年の地方自治法改正により市町村の策定義務はなくなりましたが、まちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画は必要であるとの認識のもと、足寄町第5次総合計画に基づき、毎年度実施計画の見直しを行い、各種事業を推進しております。

継続事業では、土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、町道の整備、公営住宅建設事業、上下水道の整備、浄化槽設置整備事業、教育機器整備事業、農業担い手育成支援事業、中山間地域等直接支払交付金、町有林整備事業、中小企業特別融資事業、行政システムのOA化事業等の事業を各年度、計画的に実施しております。

平成25年度の事業実績は資料1のとおりで、(仮称)銀河公園整備事業、防災資機材倉庫建設事業、地デジ難視地区対策事業、高齢者複合施設整備事業、螺湾保育所移転事業、里見が丘公園公衆便所水洗化事業、強い農業づくり事業では牛の給食センターといわれるTMRセンター整備への支援等を実施しました。

実績見込みに対する実績の割合は、豊栄橋橋梁工事や十勝圏消防救急無線デジタル化整備事業の一部を平成26年度に繰り越したことで等により、総事業費で90.50%の執行率となっております。

平成26年度の実績見込みは資料2のとおりで、十勝圏消防救急無線デジタル化及び高機能指令センター整備事業、コミュニティバス運行事業、地デジ無線共聴整備事業、定住促進事業(住環境整備補助)、高齢者複合施設のうちグループホームと生活支援長屋整備事業、医師住宅整備事業、学校給食施設整備事業、町民センター、温水プール及び総合体育館の老朽設備の更新、足寄弾薬支処周辺農

業用施設設置助成事業、道営草地整備事業(公共牧場中核型)、水源林基幹作業道整備事業、森林公有化整備事業、まちづくり活動支援事業等を進めております。

豊栄橋橋梁工事や十勝圏消防救急無線デジタル化整備事業の平成25年度からの繰越や、総合体育館のアリーナ床張替工事の前倒し、ふるさと応援寄附推進事業の新規計上等を行った結果、計画に対する事業実績見込みの割合は総事業費で109.63%となっております。

次に、平成27年度から平成29年度の実施計画計上予定事業につきまして、去る11月17日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し、資料3の内容で答申をいただきました。

審議会では、通常、向こう3年間の実施計画の答申をいただいておりますが、平成27年度以降の計画が未策定であり、また、平成27年度当初予算は政策的経費を原則的には計上しない骨格予算となり、選挙後に新たな町長のもと政策予算が肉づけされますので、本来であれば本年度に答申をいただく実施計画は存在しないこととなります。

しかしながら、行政の継続性、施設や設備等の老朽度を見据えた計画的な改修や更新の見込み、現在の住民ニーズを反映した事業実施の必要性等について、現計画の評価や今後の課題とともに、明らかにしておくべきと考え、平成27年度から3カ年の実施計画、計上予定という形で、審議会にお示しをして、答申をいただきました。

計上予定事業の総事業費は、平成27年度が32億3,505万2,000円、平成28年度が25億2,534万8,000円、平成29年度が27億9,129万8,000円となっております。

新規または大型事業のうち、御説明が必要と思われる事業に絞って、その概要を御説明をいたします。

分団詰所整備事業として、老朽化した螺湾本町にある消防分団詰所を、財政上非常に有利な起債を財源に建てかえする計画としてお

ります。

市街地コミュニティバス管理運行事業では、昨年度2回実施した実証実験運行の結果を踏まえ、本年10月から本格運行を開始し、順調に利用者がふえてきておりますが、利用者の要望、利用実績等を踏まえ、運行ルートや時刻表の見直しを行う予定であります。

携帯電話エリア整備事業では、上螺湾、鳥取、上大誉地地区について、数年来、携帯電話各社に整備要望を行っておりましたが、ようやくソフトバンクモバイル1者からサービス提供可能との回答があったことから、昨年度に整備した地デジ有線共聴施設の光ケーブルを活用して、ソフトバンクの携帯電話を利用可能とするための基地局を整備するものであります。

児童館移転事業は、下愛冠児童館と中央児童館を統合し、放課後に子供たちが安心して過ごすことができ、さらに学童保育の機能もあわせ持つ拠点的な施設を、来年度に旧剣道場を改修して整備するものであります。

また、引き続き、足寄高校生海外派遣事業を実施する計画としており、教育環境向上のために校舎等施設整備事業や教職員住宅等施設整備事業を計画的に進め、特に老朽化が進む教員住宅にあっては、建てかえのペースを早めることとしております。

町民センター大規模改修事業では、開館から30年を経過した町民センターの大規模改修を行うこととしており、その中で視聴覚ブースや自習スペース等を有する一般的な図書館と遜色のない図書館ゾーンの整備を計画しております。

里見が丘公園再整備事業では、整備後30年を経過する里見が丘公園において、町民の健康づくり、さらには観光資源としての新たな活用を目指し、里見が丘公園再整備検討委員会を設置し、関係機関の方々とさまざまな検討を進めております。

現在検討中の整備計画では、里見が丘公園と隣接する出会いの森の115haを再整備

エリアと位置づけ、現在のキャンプ場や青少年会館のエリアを交流ゾーンとして、オートキャンプ場、コテージ、イベント広場等を整備し、さらに家族がのんびりと過ごすための遊戯広場の拡張やバーベキュー広場の整備、さらに出会いの森を含め公園を周回できる5Km程度のジョギングコースや散策路の整備等、総合的な再整備を予定しております。

道営草地整備事業（公共牧場中核型）は、大規模草地育成牧場や町内生産者の草地や水道施設の整備を北海道が事業主体となつて一体的に整備をするものであります。

産業振興事業では、引き続き、地場産品の開発や新規起業等に対して支援を行う予定としております。

ふるさと足寄応援寄附推進事業では、本年6月からふるさと納税の特産品贈呈、ネット受付、クレジット決済を始め、11月15日までの5カ月半でおよそ2,100人、2,500万円を超える寄附申し込みがあり、順調なスタートを切りましたが、毎年度の寄附収入を4,800万円と見込み、特産品贈呈費用等を計上しており、今後地域おこし協力隊制度等を活用して、特産品開発等の支援を進めていく必要があると考えております。

OA化推進事業の総合行政システムクラウド使用料では、現庁舎に設置しているサーバー等が保守可能年限を超え、機器更新が必要になったことから、総費用の低減が図られるクラウド型業務システムに移行するものです。

また、新たな総合計画の策定にかかわる検討につきましては、昨年度に定めた足寄町第6次総合計画策定方針に基づき、18歳以上の全町民へのアンケート、地区別懇談会、各種団体や組織からの提言等募集、子ども議会等を通じて住民意見の集約を行い、11月12日に第1回第6次総合計画策定専門委員会を開催いたしました。

策定専門委員会では、本日お配りした第6次参考資料に基づき、取り組み経過、現計画を町が自己評価した第5次総合計画の総括

集、子ども議会議事録、住民アンケート調査結果、今後のスケジュール等の概要を御説明して、課題や今後のまちづくりについての御意見をいただきました。

今後、来年3月までに数回の策定専門委員会を開催して第6次総合計画の素案的なものをまとめ、平成27年4月以降、新たな町長と議会議員のもと、改めて総合計画のあり方を含めて再検討を行っていただきたいと考えております。

また、人口減少対策は全国的な課題であり、11月にまち・ひと・しごと、地方創生関連2法案が成立しましたが、本町にあっても人口構造や産業構造の分析を行い、本町の地域特性を生かした効果的な人づくり、仕事づくりのために庁内横断的な体制による検討とともに、町民の皆様のお考えをお聞きし、人口減少に立ち向かう必要があると考えており、次期総合計画におきまして、この人口減少対策に関する肉づけをしていくことになると考えております。

国も地方も厳しい財政状況が続き、本町の本年度普通交付税が昨年度に比べおよそ7%、3億円減額となり、さらに衆議院の解散総選挙が行われる等、これまで以上に今後の経済状況や財政的な見通しを立てることが非常に困難な情勢ではありますが、引き続き行政運営の簡素効率化と情報収集を進め、状況を的確に見きわめた上で最少の経費で最大の効果となるよう、柔軟な考えを持って総合計画事業の執行を進める必要があるものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、へき地保育所への給食提供方法の変更について御報告いたします。

へき地保育所の給食については、これまで、現在建築中の学校給食センターから供給することで進めておりましたが、国の子ども・子育て支援対策の拡充にあわせて再検討した結果、足寄保育園どんぐりより提供することも可能であることから、変更することといたしました。

変更の主な理由ですが、子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が新設され、6人以上19人以内の小規模保育事業所が施設給付費の対象となり、本町のへき地保育所も一定の要件を満たせば、これに該当することになりました。

この施設給付費の要件として、年間を通して未満児（2歳児）を含む入所幼児に給食を供給する必要性があったことから、学校給食センターと協議いたしましたが、最終的に未満児への給食提供及び夏・冬休み期間中の給食提供は困難であると判断をいたしました。

一方、足寄保育園どんぐりから供給する場合、未満児への給食の提供だけでなく、量や味つけ、具材の大きさ等も幼児の年齢にあわせた対応ができること、また最大の課題であった学校給食センター配送車両による搬送が、保育所経由で可能となったこと、さらに施設給付費の対象となることで、給食費を含む保育料金を足寄保育園どんぐりと同じく、保護者の収入状況に応じて設定した場合でも、多くの保護者の負担軽減につながるということがわかりました。

このことから、螺湾、芽登、上利別の3保育所の保護者会の皆さんに説明したところ、御賛同をいただくことができましたので、へき地保育所の給食については、足寄保育園どんぐりから提供することに変更をいたしました。

なお、給食の開始については、当初の計画どおり平成27年4月からと予定しており、今後は調理員の確保、搬送等の詳細について体制を整備していきます。また、食器及び食缶等の備品購入については、今定例会において補正予算として提案させていただきましたので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、足寄町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてでございます。

国では、病原性が高い新型インフルエンザや、同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民

生活及び経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務や新型インフルエンザ等の発生時における措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、感染症の予防とその患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）等と相まって、国全体として万全の体制を整備し、対策の強化を図ることとしています。

また、特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等を示し、都道府県や指定公共機関等が行動計画を策定する上での基準となるべき事項等について定めており、これに基づき北海道においても、道における対策の実施に関する基本的な方針や措置等を定めるとともに、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項を定め、さまざまな状況下で対策を実施できるよう北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）を策定しております。

特措法の規定では、市町村においても市町村行動計画の作成が義務づけられていることから、本町においても足寄町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的事項について定めることといたしました。

町行動計画は、原則として政府行動計画及び道行動計画と整合性を持たせた内容としており、空気感染をすると共に、ひとたび国内で感染が広まれば爆発的に地域に感染が広まる恐れがあり、北海道においても何万人もが感染する可能性のある新型インフルエンザや危険性を伴う新感染症対策についての基本的な考え方を示すものであり、対策実施に関する基本的な方針、発生時の被害想定等、対策推進のための役割分担、計画推進のための主要

6項目、各段階における対策等により構成されております。

なお、本計画は、国が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や、対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画に対応することとし、適時適切に見直しを実施いたします。

本日は、別冊の足寄町新型インフルエンザ等対策行動計画を配付させていただきましたので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長 星崎隆雄君。

○教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告を行います。

足寄町いじめ防止基本方針の策定について。

このたび、足寄町いじめ防止基本方針を策定し、去る10月17日開催の足寄町定例教育委員会において承認いたしましたので御報告いたします。

子供が心身共に健やかに成長していくことは、社会全体の願いであり、その実現のために子供たちが安心して生き生きとした生活ができる環境づくりが必要であります。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を与えるのみならず、その生命または身体及び子供の尊厳に重大な危険が生じることもあり、決して許されるものではありません。

平成25年6月21日に、国会でいじめ防止対策推進法が成立し、同年9月28日に施行となったことを踏まえ、本町では各学校において本年3月末までに学校いじめ防止基本方針を策定しました。また、自治体では努力義務となっておりますが、いじめを防止し根絶していく取り組みをこれまで以上に推進

し、いじめのない社会の実現を目指すため、足寄町いじめ防止基本方針を定めました。

別冊資料として、足寄町いじめ防止基本方針を配付させていただいておりますが、概要を申し上げます。

1 ページには、いじめ防止基本方針の必要性、いじめ防止基本方針の目的、いじめの定義、基本理念について記載しております。

2 ページから3 ページにかけては、いじめの防止等に関する基本的な考え方として、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るとの共通認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応への取り組みについて記載しております。

また、3 ページからは、いじめの防止等のために足寄町が実施する施策として、いじめ基本方針の策定と見直しについて、組織の設置として福祉課、学校、児童相談所、警察、教育委員会による足寄町子ども家庭支援ネットワーク協議会について重大事態の際の調査を行う町長の附属機関について、教育委員会が取り組むいじめの未然防止、早期発見、早期対応、学校、家庭、地域、関係機関との連携、学校運営改善の支援、重大事態への対処と教育委員会による調査について記載しております。さらに、足寄町の基本方針が実情に即しているかどうかの点検及び見直しについて記載しております。

なお、本基本方針は、教育委員会のホームページで公表しております。

以上、足寄町いじめ防止基本方針の策定についての行政報告とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、教育委員会制度の新制度への移行について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続

性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の町と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しなど、抜本的な改革を行おうとするものです。

今回の改正法にかかわる概要を申し上げます。

最初に、教育行政の責任の明確化であります。

教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置き、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

教育長の任期は3年（委員の任期は4年）とし、町が議会の同意を得て直接任命、罷免をする。

教育委員会から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることができる。また、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告するとしております。

次に、総合教育会議の設置と大綱の策定であります。

地方公共団体の長は、総合教育会議を設けることとし、会議は町が招集し、町及び教育委員会によって構成される。

地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

総合教育会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行うこととし、調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならないとしております。

次に、国の地方公共団体への関与の見直しについてであります。

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等への生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、是正の指示に関する規

定を見直すとしております。

その他といたしまして、総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。

現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

以上が、新教育委員会制度の概要であります。

なお、新教育長につきましては、現在の教育長が教育委員としての任期満了まで従前どおり在職することから、平成28年10月1日からと考えております。

以上、教育委員会制度の新制度への移行についての概要を報告いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、教育委員会からの行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 報告第19号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 報告第19号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま、議題となりました報告第19号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成26年8月22日から11月17日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号により報告する工事または製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり9件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第20号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 報告第20号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました、報告第20号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成26年8月22日から平成26年11月17日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により、報告する工事または製造の請負は4ページにございます2件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第91号

○議長（吉田敏男君） 日程第18 議案第91号 財産の処分についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第91号財産の処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

財産の種別につきましては、土地でございます。

財産の所在地は、右側でございます別紙のとおり、足寄郡足寄町下愛冠2丁目2番1外合計5筆でございます。

面積につきましては、5筆合計で7,457.46平方メートルでございます。

地目につきましては、宅地となっております。

処分価格でございますが、2,028万9,220円となっております。

契約の相手方は、支出負担行為担当官帯広開発建設部長板倉純氏でございます。

処分理由でございますが、帯広開発建設部施工の一般国道242号足寄町下愛冠視距改良工事に伴う帯広開発建設部への売却でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第91号財産の処分についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第91号財産の処分についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分再開といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第92号

○議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第92号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました、議案第92号町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、路線番号271、路線名奥斗伏線を、平成25年度に完了した地籍調査事業、上利別地区により、現況地目にあわせた分筆並びに足寄町延長分に誤りがあったことから、終点位置を変更するものでございます。

終点位置を足寄町上利別480番地から、足寄町上利別480番地3に変更するものでございます。

7ページに、区域変更路線位置図を貼付してございますので、御参照願いたいというふうに思います。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

ますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第92号町道路線の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第92号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第93号

○議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第93号とから広域消防事務組合の設立についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第93号とから広域消防事務組合の設立について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第284条第2項の規定により、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、

豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町は、消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）を共同処理するため、次のとおり規約を定め、とから広域消防事務組合を設立することから、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、十勝圏における消防体制のさらなる充実、強化を図るため、十勝19市町村でとから広域消防事務組合を設立し、消防に関する事務を共同で処理するものであります。

十勝19市町村では、平成21年4月より、十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、十勝圏域における消防の広域化に向けた協議、検討を重ねてきた結果、災害現場から最も近い消防署所からの出動による現場到着時間の短縮や組織体制の効率化など、住民サービスの向上及び財政的な効果が期待できることから、本年3月28日に消防組織法第34条の規定に基づく十勝圏広域消防運営計画を策定し、先月4日の市町村長会議において規約案について合意したものでございます。

規約の主な内容につきましては、組合の名称、位置、組合議会や執行機関の組織、経費の支弁方法など、地方自治法第287条に定められた項目について規定したものでございます。

なお、組合の設立は平成27年5月、事務の共同処理の開始は平成28年4月をそれぞれ予定しているところでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

7番田利君。

○7番（田利正文君） 組合議会のところについてですけれども、議会の任務と議員の任務というのでしょうか。それについて、

ちょっと若干の説明を、補足説明でしょうか。お願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたように、このとから広域消防事務組合では、十勝全域を範囲に、十勝の消防体制の強化を図るということでございます。

第3条で組合の共同処理する事務ということで書かれておりますけれども、消防に関する事務を十勝管内19市町村で共同処理をするという内容となっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） すいません。私が聞いたことと違うのですけれども。

第2章に、組合の議会とありますよね。議会のところの議会の組織ですとか、選挙ですとか、そういうのはあるのですが、この消防事務組合の議会というのは、どういう任務と議員の任務というのはどんなのがあるのかというのがちょっと見えなかったものですから、そここのところの説明をお願いしたいということなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

大変申しわけございません。議会の任務ということでございますね。

消防事務組合の共同処理する事務に関して、先ほども申しあげましたように、消防に関する事務を共同で処理をするということになってございます。それに関して、議会ではその予算ですとか、それから執行体制、条例ですとか、そういったものについての議論をこの消防の議会の中で行うという内容でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 何度もすいません。

ここでいえば足寄町の執行者側の方針と、

それから組合議会としての今予算、執行状況と言いましたので。と同じような感覚だというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員仰せのとおり、議会と同じことです。というのは、この十勝の広域の事務組合というのは、1市18カ町村で共同で事務処理を行うということでもあります。

執行者側は組合長。この規約にうたっているとおり、組合長は帯広市長。それから、執行者側は、帯広市の副市長、それから18町村の首長が執行者側になります。ですから、こちら側に座るといことですね。

議員さんの選出につきましては、この第5条でうたっているとおり、それぞれの人口等を参酌して38名という議員定数を定めて、それぞれの議会から、足寄町の場合は2名の議員さんを選出していただくと。すなわち、池北3町の行政組合の議会も構成していただきますけれども、足寄町の議会から3名を送り込みますけれども、今度は帯広のほうに2名を選出をします。こんな形になります。

ですから、一つの広域である地方公共団体ということになりますから、全く予算含めて、条例等々含めて、この議会と全く同じような形式で運営がされるということでございます。当然、予算関係の予算の審議あるいは決算認定等々も含めて、ここの議会とかわりなく進めていくと。こういうことになってございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑ございませんか。

8番熊澤君。

○8番（熊澤芳潔君） 今のお話のとおり、共同で事務処理を行うということでございますけれども、ここで陸別町と、それから浦幌町は消防に関する事務、消防団に関する事務を除くと書いてありますけれども、この意味はどういう形でしょうか。

○議長（吉田敏男君） 一番上です。地方自

治法…。

(発言する者あり)

○議長(吉田敏男君) 陸別町及び浦幌町は、消防に関する事務、ここを除くと書いてあるね。このことですね。

答弁、総務課長。

○総務課長(渡辺俊一君) 一番最初のところですね。

これは、十勝管内1市18カ町村全体、名前こうずっと羅列して書いてありますけれども、十勝管内の19市町村が全て共同で消防の事務を行うということでございまして、浦幌と陸別だけということだけではなくて、その前に書かれている町村全部。全てが消防に関する事務を共同処理しますよと。それについて、消防団の事務については除きますよという内容でございます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。

他に、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第93号とから広域消防事務組合の設立についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第93号とから広域消防事務組合の設立についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第94号

○議長(吉田敏男君) 日程第21 議案第94号池北三町行政事務組合の共同処理の事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第94号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から、池北三町行政事務組合の共同処理する事務のうち消防に関する事務をとから広域消防事務組合に変更し、池北三町行政事務組合規約を次のとおり変更することから、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、十勝19市町村で消防に関する事務の共同処理を行うとから広域消防事務組合を新たに設立することに伴い、池北三町行政組合規約第3条第1号消防に関する事務の廃止後の事務の承継を円滑に行うため、組合規約を改正するものでございます。

この規約は、平成28年4月1日から施行することとしております。

事務の承継につきましては、常備消防に関する事務をとから広域消防事務組合と、組合の共同処理事務に含まれない消防団に関する事務を各構成町が承継するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めま

す。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第94号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号池北三町行政事務組合の共同処理する事務の変更及び池北三町行政事務組合の規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第95号

○議長(吉田敏男君) 日程第22 議案第95号十勝圏複合事業組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 根本昌弘君。

○教育次長(根本昌弘君) ただいま議題となりました、議案第95号十勝圏複合事務組合規約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更することから、議会の議決をお願いするものであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、十勝圏複合事務組合教育委員会の組織改正について、所要の整理を行うものであります。

なお、規約変更の施行は平成27年4月1

日からであります。

それでは、改正条文について御説明をさせていただきます。

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約。

十勝圏複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第13条第2項中、「5人」を「教育長及び4人」に改める。

附則といたしまして、1、この規約は、平成27年4月1日から施行する。2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定の適用がある場合における教育委員会の組織については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によるとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、13ページ右に新旧対照表を貼付してございますので、御参照を願います。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第95号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第95号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第96号

○議長(吉田敏男君) 日程第23 議案第96号足寄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました、議案第96号足寄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、条例制定の理由につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立しまして、明年4月から新制度の本格的な実施が予定されております。

新制度では、質の高い就学前の学校教育・保育の総合的な提供や、保育所待機児童の解消を目指すとしており、特に新たな制度として、国の給付費の対象となる地域型保育事業が創設されます。地域の子ども・子育て支援施策の拡充がされております。

この地域型保育事業とは、四つの形体、類型になっておりまして、一つといたしましては、家庭的な雰囲気の中で保育を実施する家庭的保育事業。利用定員は5人以下でございますけれども、本町においては家庭的保育ママ制度が対象になります。二つ目として、比較的小規模な環境で保育を実施する小規模保育事業。利用定員は6人から19人で、本町においては螺湾、芽登、上利別の3へき地保育所が対象となります。次に、現在本町にはありませんけれども、居宅において1対1を基本とする保育を実施する居宅訪問型保育事業。四つ目として、企業等が主に従業員のた

めに設置する保育所で、地域の乳幼児にも保育を提供する事業所内保育事業。この四つがあります。

これらの地域型保育事業は、新しく市町村長がその認可事務等を行うこととされております。その認可に当たって必要な設備及び運営基準等を国の基準に準拠して定めようとするものでございます。

なお、市町村が条例で定める基準は、国の関係法令と政令又は省令等によって基準が示されております。本町といたしましては、地域実情にあわせて検討した結果、国の基準に準拠して規定することとし、先般開催されました足寄町子ども・子育て会議に諮問したところ、いずれも異議なく了承をいただいているところでございます。

それでは、条例の内容について、条文に沿って御説明を申し上げます。

14ページをお開き願います。

足寄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条の趣旨でございますが、この条例は児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとしております。

第2条から第4条については、本条例で規定する基準について最低基準の目的及びその向上について、第5条は家庭的保育事業者等の一般原則について規定しております。

第6条の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、省令で定める基準をもって本町の基準とし、第1号において防犯及び安全確保対策を、第2号において連携協力を行う保育所等の確保を義務づける規定を設けております。また、第2項におきまして、町長は、全ての子ども・子育て家庭を地域社会全体で支援するという観点から、本町の実情に適合させるために必要があると認めるときは、その実施状況等を勘案して必要な措置を講ずるものと規定しております。

第7条は、委任規定でございます。

附則の施行期日ですが、この条例は、子ど

も・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番井脇君。

○9番（井脇昌美君） 今説明いただきました。概略はわかったのですが、地域型事業を目指し、企業の従業員のために家庭的な保育を目指すということはわかったのですが、この事業のいわば預かり時間はどのような時間の制約というか決めごとになっていますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 福祉課長。

御質問の件についてですけれども、事業所内保育事業のことをお聞きしているのかなというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

事業所内保育事業所というのは、今現在、足寄町にはありません。病院ですとか、働く女性の多い職場の事業所で、企業が従業員のために設ける保育事業所で、それを一般の地域の乳幼児にも開放して一体的に保育をして、待機児童をなくしていくのですという制度であります。

その保育時間は、それぞれ事業所、一番の目的は、企業の従業員のための保育時間ですから、それに準じますけれども、地域の一般の乳幼児の人をお預かりするという部分については、それぞれまた協議をして、その時間を決定していくという形になると思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番井脇君。

○9番（井脇昌美君） ということは、その事業の従業員の、その企業によっては始業時が異なるわけですから、始業時から終了時までを一応保育を目指すということですから、そういうことですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） おっしゃるとおりでございます。基本的な部分というのは、8時半から5時までとかという保育時間というのは、基本的な保育時間というのが設定されています。ただ、企業の保育時間ですから、夜8時までとか9時まで延長保育をしていますよという、そういう事業所内であれば、その範囲の中で保育を延長することも可能なかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

8番熊澤君。

○8番（熊澤芳潔君） 先ほどの子どもセンターからの給食ということも、これ関連するのだと思うのですが。

そこで、5人以下の家庭的保育ママの制度の中では、この関係については関係が出てくるのか、それとも現在はそういうことはないのかと思いますけれども、もしできるのかできないのか、そういったところ。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

家庭的保育事業の原則は、自園方式といえますか、自分の家で調理の設備ですとか機具とか、そういったものを設備して自園で、自分のところでつくって提供するということが原則であります。

ただ、議員御質問のとおり、へき地保育所のほうと同じように、例えば、どんぐり保育園のほうから給食を提供することは認められておりますので、そういったことも可能だということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

5番高道君。

○5番(高道洋子君) 先ほど、課長のほうから四つの方式があると言っておりました。

足寄では一番目の家庭的保育ママ制度ですか。ママ制度を他町に先駆けて取り組んでおりますが、今何年間かやってきて、問題点というか課題というか、そういうことがもしあれば、お話しできる範囲で。全く大成功なのか、整理されているのか、課題を。ありましたらば。

○議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(櫻井光雄君) 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、足寄町がこの家庭的保育ママ制度を全国に先駆けて公共でといいますか、市町村系で全国に先駆けてやってきた部分が、実は国の制度においてもきちんと給付制度が支給される。そういった形に制度化されたということで、そういった意味で、私どものこの全国に先駆けてやってきたこの家庭的保育ママ事業というのは、非常に効果が上がっているのかなというふうに思っています。

私ども、今現在、そういった制度でお預かりさせていただいている保護者の方の御意見等もいただいております、その中では、本当にいい制度だということで、評価が高い部分でございます。

そういったことで、今回補正予算にも提案させて、補正予算をお願いしているのですけれども、低年齢の赤ちゃんというのですか、これを預けたいという方がふえておまして、当初予定では7人ぐらいをということで見込んでいたところ、今現在は11人までその利用者がふえているということで、この保育ママさんを担っていただける人の確保もきちんとしていかなければいけないなという部分で、非常に成果は上がっているのではないかなというふうに私どものほうでは判断しております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 5番高道君。

○5番(高道洋子君) なぜこんな質問をしたかということ、もちろん成果も上がっていることも聞いております。

ママさんがたくさんいるということは、個人差もあるのかなど。いろいろ…何ていうのかしら。そういうことはなければいいのですけれども。そういうことで聞きました。個人差というか、保育の仕方がね。そして、保育園のほうにも時間的に行って一緒に遊ばしているということも聞いておりますが、そういう悩み事というか、保育している側の均等性とか、そこら辺の問題は、本人に聞いたり御意見を伺ったりして対処をしているなら、それはそれでいいと思うのですけれども、そういうことはないのかなという思いで聞いてみました。

○議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(櫻井光雄君) 答えいたします。

それぞれ保育ママさんの個人差もあるのではないかなという御指摘でございます。

私どもとしまして、そういったことがないように、保育ママさんを集めて、あるいはお預かりしている幼児も一同に子どもセンターのほうに月1回ですとか来ていただいて、研修を行っているほか、やはり個々の保護者の皆さんの要望と実際にお預かりする保育ママさんの要望、意見等をきちんと調整、マッチングしていくような体制づくりをしていこうということで、この間、何回か研修もしながら、そういった問題点がないように今取り組んでいるところでございます。今後も、そういった問題等、要望、意見等があれば、言っていただきながら、私どもの担当のほうで調整をさせていただき、よりよい保育、安心してできるような体制をつくっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 他に、質疑はございませんか。

7番田利君。

○7番(田利正文君) 5条の3項ですけれ

ども、「保育の質の評価を行い」、それから4項で「外部の者による評価を受けて」と書いてありますが、これのための例えば必要な、何というのだろうか、チェックシートができていたりとか、そういうことが準備されているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

今現在、まだそのシートですとか、そういったものはまだ作成はしておりませんが、基本的にはその事業所みずから、こういうことでやっていきますよという評価を行って、その部分を公表していただくのですが、私どもとしましては、後ほど出てきますけれども、その運営状況がどうなのかという部分で、市町村長の役割として現地に入って、その運営状況がどうなのか、そういった部分も見させていただいた上で、適正に運営できるようにしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第96号足寄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第96号足寄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、若干昼食には早いのですが、暫時休憩をいたします。

1時再開といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第97号

○議長（吉田敏男君） 日程第24 議案第97号足寄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました、議案第97号足寄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、条例制定の理由につきましては、さきに御審議いただきました議案第96号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、本条例で定めようとする特定教育・保育施設とは、幼稚園、保育所、認定子供園のことをいいます。また、特定地域型保育事業とは、さきに御審議いただきました4類型の地域型保育事業のことをいいます。いずれも子ども・子育て支援法に基づく給付費の対象となる施設でございます。町がその確認事務を行うために、運営基準等を国の基準に準拠して定めようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、条文に沿って説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

足寄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

第1条の趣旨でございますが、この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。第2条は用語の定義について、第3条は一般原則について規定し、第4条の運営に関する基準ですが、内閣府令に定める基準をもってその基準としております。第5条は罰則について、第6条は委任規定について定めております。

附則の施行期日ですが、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第97号足寄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第97号足寄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第98号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第98号足寄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました、議案第98号足寄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、条例の制定理由につきましては、さきに御審議いただきました議案第96号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、放課後児童健全育成事業とは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後や休業期間において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業でございます。本町では、学童保育とっておりますが、町への届出等が必要な事業となります。

事業の実施にあつて遵守しなければならない設備や運営基準を国の基準に準拠して定めようとするものでございます。

それでは、条例の内容について、条文に沿って御説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

足寄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条の趣旨ですが、この条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。第

2条から第4条については、本条例で規定する基準について最低基準の目的及びその向上等について、第5条は放課後児童健全育成事業の一般原則について、それぞれ規定しております。第6条の設備及び運営の基準ですが、省令に定める基準をもってその基準とする規定としております。第7条は、委任規定でございます。

附則の施行期日ですが、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

8番熊澤君。

○8番（熊澤芳潔君） 今説明の中で、この条例については、学童保育ということだったのですけれども、その学童保育だけの対象の条例なのか、まず1点。

それと、2点目なのですけれども、4条の4番ですか。この第5条の4番ですか。放課後児童健全育成事業者、その上の内容について、今ちょっと説明ありました。自らの評価を行いということは、行政も評価もする、また第三者も評価をするという形になっていくのか。そここのところをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

まず、足寄町では学童保育所という言い方をさせていただいておりますけれども、今回のこの部分につきましては、例えば、教育委員会の、学校の空き教室を利用して、文部省

管轄の事業でやっている放課後子ども教室という事業も、この事業にまず対象になりますし、厚生労働省の部分でいきますと、放課後児童クラブという、そういった名称でやっている町村もあります。こういった部分を含めて、そういったいろいろな名称でやられているのですけれども、いずれも放課後の児童の健全な育成を図る事業ということで、そういった施設の設備基準等についての条例ということで御理解をいただきたいなと思っております。

それから、条例第5条第4項の自らの評価を行いという部分は、先ほど、家庭的保育のほうでもお話ししましたように、この事業、基本的には民間事業者等が行うこともできる事業ですから、そういった民間事業者がこういった放課後児童の育成事業をやったときには、するときには、自らその評価を行って公表しなさいということです。一方、私ども足寄町としては、それを行政としては、その運営等がきちんと届出に基づいてきちんとそういった運営をされているのかどうかを当然確認はさせていただきます。

足寄町の場合は、いずれも町が直営でこういった事業等を行っているという部分でちょっとわかりにくい形になってはいますが、この条例の基本というのは、基本的には民間事業者もありということで、その部分は自ら自分で評価をして、それを公表しなさいという、そういった規定になっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 8番熊澤君。

○8番（熊澤芳潔君） 町としては、この条例どおりきちんと何らかの形で評価をして公表するよと。こういうことになっていくのですよね、行政としては。民間のことは民間のことで、そういうことで評価してもらって行政がチェックするのかどうかはわかりませんが、行政としての、例えば、学童保育ですよね。そういったことについては、では、きちんとこの制定によって評価を受けるなり、するなりということになるということ

ですね、そしたら。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

当然、ここの第6条の第2項でも、町長はということで実態を、状況等をきちんと把握して、適正な措置をしていかなければいけないという規定も盛り込んでおります。

そういった評価をしていただいて、改善をしていただかなければいけない部分については、当然、勧告、指導等も行いますし、また、改善をしなればいけない措置については、行政も何らかの措置をしていかなければいけないという形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

9 番井脇君。

○9 番（井脇昌美君） それで、今の関連してなのですけども、初めてこの国の基準に沿って条例を当町で定めるわけですから、範囲というのがなかなか実行していて、いろいろなまた修正点が今後も出てこられることを予測されると思うのです。条例ですから。特に引っかかるのは、公表するよう努めなければいけないということの、我々からいうと、公表の範囲ですよね。例えば、肉親なのか、それとも町全体に一つの事業としての広域的に町全体に公表するものなのか、それでまた一部学童保育も含まさった中の、そういう全体の中の小ぢんまりとしたところの組織として公表していくのか。その辺はどう…。最初の試みですからなかなかあなたに聞いてもわからない。こうですとは言いきれないという。どういうふうな何となくのイメージだけでも結構ですから、公表の範囲をちょっと答えていただければありがたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） どうやって公表するのか。範囲というのは、これなかなか非常に難しいのではないかと。そこで理解してくれと思いますから。

（発言する者あり）

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 今現在、公表の範囲の詳細まで今きちんと御答弁できませんけれども、今私どもは足寄町の条例で、子ども・子育て会議設置条例というのをつくってございまして、この中で、学校のPTAの皆さんですとか、あるいはこういった学童保育所の保護者の皆さんですとか、役員の方も含めた子ども・子育て会議を設置しています。当然、いろいろな要望、意見等もそういったところ、事業所の評価もその中には報告をされてきますし、その部分を全体に公表することになれば、当然、ここの部分でいきますと小学生が対象ですから、小学校の世帯の保護者の皆さん全部ですとか、あるいはPTAの役員の皆さんに公表していくのですとか、そういった形になるのかな、そういった範囲になるのかなというふうに想定しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9 番井脇君。

○9 番（井脇昌美君） ちょっとあれなのですけれども、ある程度、国のあれに示された、それに沿って条例を制定しているわけですから。

私、問うているのは、例えば、普通のいわば事業という、示しているいろいろな細かな配慮もされているわけですから、この条例には。それは、理解できるのですけれども、例えば、最悪の内部でいじめが発生したと等々もあるわけですから。そしたら、管理責任も当然問われる。公表するよう努めなければならぬとなったら、どこまでの範囲で公表されるのですかということも私の思いで実は質問したわけなのですけれども。そういうことなのです。どうしても答えられなかったら、それは。初めてのこの条例の制定ですから、それはまだ考えていなかった、またこれから考える問題だといったら、それで結構ですから。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 私もこの条例の中で第3項にも規定してはいますけれども、先ほどお話ししました地域社会との交流及び連携を図って既存の保護者及び地域社会に対して、そういった運営の内容が適切に行われているかどうかという部分について、努めていきたいというふうに思っております。

そういったことで、今御質問のあった、この例えば学童保育所の中でいじめが発生した場合等々です。その部分についても、個人名ですとか、個人情報的な部分については、なかなか難しいのかなと思いますけれども、ただ、そういった発生状況と対策等については、やはり全体の問題として地域に、あるいは保護者の皆さんにも報告をしながら、その改善対策を図っていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、まだきちんとしたその公表の詳細、方法等、まだ規定をされていませんけれども、そういった詳細についても今後検討し、定めていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第98号足寄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第98号足寄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第99号

○議長（吉田敏男君） 日程第26 議案第99号足寄町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました、議案第99号足寄町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、条例の制定理由につきましては、さきに御審議いただきました議案第96号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、新制度においては、保育の量的拡大、確保を目的として、あらかじめ市町村長による保育の必要性の認定を受けるものとされており、その認定要件等を国の基準に準拠して定めようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

足寄町保育の必要性の認定基準に関する条例。

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法第20条の規定による保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとする。第2条は用語の定義について、第3条は保育の認定基準について内閣府令に基づき12項目にわたって規定をしております。第4条は委任規定でございます。

附則の施行期日ですが、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

附則第2項といたしまして、足寄町保育の

実施に関する条例は、廃止するものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第99号足寄町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第99号足寄町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第100号

○議長（吉田敏男君） 日程第27 議案第100号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

住民課長 大貫裕弘君。

○住民課長（大貫裕弘君） ただいま議題となりました、議案第100号重度心身障害者

並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成26年法律第28号の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の制定を受け、平成26年10月1日に公布されたことから、本条例の改正を行うものであります。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第100号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第100号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第101号

○議長（吉田敏男君） 日程第28 議案第101号足寄町障害児相談支援事業所設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました、議案第101号足寄町障害児相談支援事業所設置及び管理条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、条例の制定理由につきましては、児童福祉法の改正に伴い、障害児の通所サービス利用、本町では子どもセンター内にあります児童発達支援センター、あるいは保育所と訪問支援事業所がありますけれども、そのサービス等の利用計画書の作成が義務づけられたことから、障害児の相談支援を一括して実施している子どもセンター内に相談支援事業所を設置するものでございます。

なお、本町においては、民間法人の相談支援事業所もありますけれども、18歳以上の青年障害者にあってはNPO法人において行い、また18歳以下の障害児童です。こちらについては、子どもセンター内で行うということ済み分けを行っております。

それでは、条例の内容について、条文に沿って御説明を申し上げます。

19ページをお願いいたします。

足寄町障害児相談支援事業所設置及び管理条例。

第1条、この条例は、児童福祉法第6条の2第6項に規定する相談支援事業を行うため、足寄町障害児相談支援事業所の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。第2条は事業所の名称を足寄町障害児相談支援事業所とし、位置は足寄町北3条1丁目5番地1とするものでございます。第3条は事業所の事業について、第4条は利用対象者、第5条は利用者負担等について、第6条は委任規定について、それぞれ規定しております。

附則の施行期日ですが、この条例は、平成

27年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第101号足寄町障害児相談支援事業所設置及び管理条例の制定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第101号足寄町障害児相談支援事業所設置及び管理条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第102号

○議長（吉田敏男君） 日程第29 議案第102号足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました、議案第102号足寄町認知症対

応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、平成25年度から2カ年で整備しております高齢者等複合施設のうち、本年度建設しております足寄町認知症対応型共同生活介護事業所の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

20ページをお願いいたします。

足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例。

第1条はこの条例の趣旨について、第2条は本施設の設置目的について、それぞれ規定しております。

第3条は本施設の名称を足寄町認知症高齢者グループホームと称し、その位置を足寄郡足寄町北2条4丁目41番地とするものでございます。

第4条は、本施設の利用定員を9人とする規定でございます。

第5条は、本施設で行う事業について規定しております。

第6条から第10条までは、本施設の利用申込み及び承認、利用権譲渡等の禁止、利用の制限等、原状回復の義務について規定しております。

第11条は施設の利用料等について、第12条において利用料等の還付について、第13条は損害賠償について、それぞれ規定しております。

第14条は、地方自治法の規定により指定管理者に管理を行わせることができる規定としております。

第15条では、指定管理者の業務について規定しております。第2項において、利用料等を指定管理者の収入として收受させることができるものとし、第5項において指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、「町長」とあるのは「指定管理者」として読みかえる規定としております。なお、同条第6項において、第9条に規定する利用の制限等及び第11条に規定する利用料等の額について

は、指定管理者は町長と協議し、承認を得なければならないとしております。

第16条は指定管理者の原状回復義務について、第17条は委任について規定しております。

附則第1項の施行期日ですが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

また、第2項において、指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行の日前においても、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行うことができる規定としております。

以上でございますが、現在、本施設の指定管理者に予定しております、足寄町社会福祉協議会と精力的に協議を進めております。

本条例制定後には、指定管理者の選定等の手続きを開始し、今後、指定管理者の指定について議会に提案をさせていただき予定しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第102号足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をいたしま

す。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第102号足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第103号

○議長(吉田敏男君) 日程第30 議案第103号足寄町生活支援長屋設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました、議案第103号足寄町生活支援長屋設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、平成25年度から2カ年で整備しております高齢者等複合施設のうち、本年度建設をしております足寄町生活支援長屋の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

22ページからお願いいたします。

足寄町生活支援長屋設置及び管理に関する条例。

第1条はこの条例の趣旨について、第2条は本施設の設置目的について、それぞれ規定しております。

第3条は、本施設の名称を足寄町生活支援長屋と称し、その位置を足寄郡足寄町北2条4丁目41番地とするものでございます。

第4条は、本施設の利用定員を20名とする規定でございます。

第5条は、本施設で行う事業について規定

しております。

第6条から第10条までは、本施設利用の対象者、利用申込み及び許可、利用権譲渡等の禁止、利用の制限等、原状回復の義務について規定しております。

第11条は施設の利用料等について、第12条において利用料等の還付について、第13条は損害賠償について、それぞれ規定しております。

第14条は、地方自治法の規定により指定管理者に管理を行わせることができる規定としております。

第15条では、指定管理者の業務について規定しております。第2項において、利用料等を指定管理者の収入として收受させることができるものとし、第5項において指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、「町長」とあるのは「指定管理者」として読みかえる規定としております。なお、同条第6項において、第9条に規定する利用の制限等及び11条に規定する利用料等の額については、指定管理者は町長と協議し、承認を得なければならないとしております。

第16条は指定管理者の原状回復義務について、第17条は委任について規定しております。

附則第1項の施行期日ですが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項において、指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行の前においても、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行うことができる規定としております。

以上でございますが、さきの認知症グループホームと同じく、この生活支援長屋につきましても、社会福祉協議会のほうに指定管理者の手続きをしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第103号足寄町生活支援長屋設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第103号足寄町生活支援長屋設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第104号

○議長（吉田敏男君） 日程第31 議案第104号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 大貫裕弘君。

○住民課長（大貫裕弘君） ただいま議題となりました、議案第104号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成26年政令第365号の国民健康保険法施行令の改正を受け、平成26年11月19日に公布さ

れたことから、本条例の改正を行うものであります。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第104号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第104号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第105号

○議長（吉田敏男君） 日程第32 議案第105号足寄町有林野共同放牧地管理並びに使用条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 寺地優君。

○経済課長（寺地 優君） ただいま議題となりました、議案第105号足寄町有林野共

同放牧地管理並びに使用条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書25ページをごらんください。

本条例の改正につきましては、畜産振興として使用を認めていました、町有林放牧管理地において、分割や不要部分の売買、地籍調査等による新地番の設置などと、未利用地における独立行政法人森林総合研究所との水源造林契約により、条例と地盤面積に相違が発生したことから、条例中の16地域を現在も継続して利用のある5地域へ条例の改正を行うものでございます。

議案26ページの新旧対照表をごらんください。

条文の改正の中身でありますけれども、第2条の「共同放牧地の位置及び面積は次のとおりとする」のうちの「次」を「別表」に改正するものです。

第2条の(1)から(16)を削除し、別表に中身を置きかえます。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第105号足寄町有林野共

同放牧地管理並びに使用条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第105号足寄町有林野共同放牧地管理並びに使用条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月17日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦勞様でございます。

午後 1時53分 散会